

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年8月13日
【中間会計期間】	第12期中（自 2024年1月1日 至 2024年6月30日）
【会社名】	株式会社ヤプリ
【英訳名】	Y a p p l i , I n c .
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長CEO 庵原 保文
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木三丁目2番1号 住友不動産六本木グランドタワー41階
【電話番号】	03-6866-5730（代表）
【事務連絡者氏名】	経営管理本部長 山戸 一郎
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木三丁目2番1号 住友不動産六本木グランドタワー41階
【電話番号】	03-6866-5730（代表）
【事務連絡者氏名】	経営管理本部長 山戸 一郎
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第11期中	第12期中	第11期
会計期間	自 2023年 1月 1日 至 2023年 6月30日	自 2024年 1月 1日 至 2024年 6月30日	自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日
売上高 (千円)	2,345,005	2,642,367	4,864,465
経常利益 (千円)	92,727	269,650	254,408
中間純利益又は当期純損失() (千円)	52,416	445,719	74,049
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-
資本金 (千円)	2,566,503	50,000	2,606,370
発行済株式総数 (株)	12,668,300	12,956,600	12,956,600
純資産額 (千円)	1,407,489	1,807,013	1,360,059
総資産額 (千円)	3,068,438	3,893,330	2,814,352
1株当たり中間純利益又は1株当たり当期純損失() (円)	4.14	34.40	5.83
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益 (円)	4.01	33.95	-
1株当たり配当額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	45.8	46.3	48.2
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	81,633	87,517	161,362
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	52,576	482,153	53,220
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	38,891	690,529	34,925
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高 (千円)	1,746,055	1,803,562	1,507,669

(注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 第11期中間会計期間及び第11期における持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。なお、第12期中間会計期間の持分法を適用した場合の投資利益については、みなし取得日が2024年6月30日のため記載しておりません。

3. 第11期における潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。

2【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、フラー株式会社の株式を一部取得したことに伴い、同社を関連会社としております。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当中間会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 経営成績の状況

当中間会計期間におけるわが国経済は、消費活動の回復やインバウンド需要の拡大等の景気回復の兆しが見られる一方で、物価上昇や円安状況の長引き、また労働人口の縮小による人件費の高騰も顕著になり、先行きが不透明な状況が継続しました。しかし、このような経済環境の中、企業はデジタル化を引き続き促進しており、IT技術を使った生産性や効率化への投資は安定して推移し、当社が属するソフトウェア業界の重要性はますます高まっております。

当社は、「デジタルを簡単に、社会を便利に」というミッションの下、アプリ開発技術がなくてもノーコード（プログラミング不要）で誰でも簡単にスマートフォンアプリの開発・運用を行うことができるプラットフォーム「Yappli」を提供しております。「Yappli」は従来の企業のアプリ開発における様々な課題を解決するだけでなく、顧客企業自ら効率的にアプリを運用することを可能にするため、アプリ運用における成果を生み出しやすいサービスとなっております。

2021年10月にはノーコードの顧客管理システムである「Yappli CRM」をローンチし、ユーザーとのタッチポイントであるアプリに加え、バックエンドのデータ領域へと当社のドメインを拡大いたしました。「Yappli CRM」は順調に立ち上がり、様々な企業への導入が進んでおります。また、2023年8月に社内利用向けアプリを刷新し、人的資本経営をアプリから推進する新サービス「Yappli UNITE」をローンチしました。人的資本開示に向け、HR Tech領域に進出し、組織エンゲージメントをアプリで向上させる新たな市場の開拓を進めております。

以上の結果、当中間会計期間の経営成績は、売上高2,642,367千円（前年同期比12.7%増）、営業利益269,780千円（前年同期比170.6%増）、経常利益269,650千円（前年同期比190.8%増）、中間純利益445,719千円（前年同期比750.3%増）となりました。

なお、当社はアプリ運営プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(2) 財政状態の状況

（資産）

当中間会計期間末における資産合計は3,893,330千円となり、前事業年度末に比べ1,078,977千円増加いたしました。これは主に、関係会社株式が471,756千円、現金及び預金が295,892千円、繰延税金資産が179,289千円及び流動資産その他が87,302千円増加したことによるものであります。

（負債）

当中間会計期間末における負債合計は2,086,316千円となり、前事業年度末に比べ632,023千円増加いたしました。これは主に、流動負債その他が55,341千円減少した一方で、長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）が689,000千円増加したことによるものであります。

（純資産）

当中間会計期間末における純資産合計は1,807,013千円となり、前事業年度末に比べ446,954千円増加いたしました。これは主に、資本金が2,556,370千円及び資本剰余金が1,298,215千円減少した一方で、利益剰余金が4,300,305千円増加したことによるものであります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、前事業年度末に比べ295,892千円増加し、1,803,562千円（前年同期1,746,055千円）となりました。当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により獲得した資金は87,517千円（前年同期は81,633千円の獲得）となりました。これは主に、前払費用の増減額90,291千円、信託型ストックオプション関連損失の支払額56,965千円、売上債権の増減額55,016千円及び法人税等の支払額24,393千円による支出があった一方で、税引前中間純利益269,650千円及び未払金の増減額33,020千円による収入があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により使用した資金は482,153千円(前年同期は52,576千円の獲得)となりました。これは主に、関係会社株式の取得による支出469,466千円があったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により獲得した資金は690,529千円(前年同期は38,891千円の使用)となりました。これは主に、長期借入金の返済による支出75,000千円があった一方で、長期借入れによる収入764,000千円があったことによるものであります。

(4) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(5) 経営方針・経営戦略等

当中間会計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(6) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間会計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(7) 研究開発活動

当中間会計期間における研究開発活動の金額は、110,679千円であります。

なお、当中間会計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等は次の通りです。

(資本業務提携契約の締結及び株式取得)

当社は、2024年6月14日開催の取締役会において、フラー株式会社(以下、「フラー」という)と資本業務提携契約(以下、「本資本業務提携」という)を締結することを決議し、同年6月21日にフラー株式の一部を取得(以下、「本株式取得」という)いたしましたので、下記の通りお知らせします。

(1) 目的及び理由

当社は、「デジタルを簡単に、社会を便利に」というミッションを掲げ、アプリ開発技術がなくてもノーコードでネイティブアプリを開発、運用できるクラウド型のアプリ運営プラットフォームの企画・開発・販売を行っております。

フラーは、「ヒトに寄り添うデジタルを、みんなの手元に。」というミッションを掲げ、クライアントのビジネスを共に創り上げていく「デジタルパートナー事業」を手がけ、事業企画、デザイン、システム開発・運用、データ分析までを一貫して提供するソリューションを提供しております。

本資本業務提携を通して、当社のアプリ開発プラットフォーム「Yappli」とフラーの高度なものづくりの力を融合させることで、クライアントに対する価値提供の幅を広げてまいります。両社がこれまで蓄積してきたアプリの開発・運用やデザイン、さらに分析・コンサルティング領域のノウハウとアセットを結集し、より付加価値の高いモバイルDXサービスを提供します。両社でこれまで以上に日本のアプリ開発市場を牽引し、企業のデジタルトランスフォーメーションを加速させることを目指します。

(2) 業務提携の内容

本資本業務提携により、当社のノーコードのアプリ開発プラットフォーム「Yappli」と、フラーの高度なものづくりの力を融合させ、主に以下3つの連携の展開を予定しております。

主力のアプリ開発領域の相互連携

ノーコードでのアプリ開発を得意とする当社と、オーダーメイドでのアプリ開発を得意とするフラーの提携により、クライアントのニーズや予算に応じた最適なサービスを提供できるようになります。また、セミナーやイベントを共同開催し、営業活動を通じて顧客開拓を強化します。

アプリの成長支援領域の強化

800以上のアプリ運用実績を持つ当社のノウハウと、フラーのアプリ市場分析サービス「App Ape（アップ・エイプ）」を組み合わせ、両社の強みを活かしたアプリマーケティングをさらに強化していきます。

人材育成による体制強化

両社のエンジニアやデザインチームのノウハウと専門知識を共有し、相互連携を図ることで、より強力な体制を構築していきます。

(3) 資本提携の内容

当社はフラーの代表取締役会長 渋谷 修太氏を含め、本株式取得の相手方となる対象会社株主20名より、352,400株（発行済株式総数の22.0%）を、総額465,168千円にて取得しました。

(4) 資本業務提携の相手先の概要（2024年6月30日現在）

名称	フラー株式会社
所在地	新潟県新潟市中央区笹口一丁目2番地
代表者の役職・氏名	代表取締役会長 渋谷 修太 代表取締役社長 山崎 将司
事業内容	デジタルパートナー事業
資本金	37,919千円

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	43,754,400
計	43,754,400

【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (2024年6月30日)	提出日現在発行数(株) (2024年8月13日)	上場金融商品取引所名又は登 録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	12,956,600	12,956,600	東京証券取引所 グロース市場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 また、単元株式数は100株であります。
計	12,956,600	12,956,600	-	-

(注) 提出日現在の発行数には、2024年8月1日から半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

イ. 第10回新株予約権

決議年月日	2024年4月18日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役及び監査役 8 当社従業員(執行役員及び本部長) 5
新株予約権の数(個)	1,390(注)1.
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 139,000(注)1.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	826(注)2.
新株予約権の行使期間	自 2026年4月19日 至 2034年4月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 837(注)2.3.7. 資本組入額 419
新株予約権の行使の条件	(注)4.
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6.

新株予約権証券の発行時(2024年5月10日)における内容を記載しております。

(注)1. 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とします。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとします。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとします。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額（以下、「行使価格」という。）に、付与株式数を乗じた金額とします。

行使価額は、本新株予約権の割当日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値）とします。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分または合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行き行使価額の調整を行うことができるものとします。

3. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とします。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記3.(1)記載の資本金等増加限度額から、上記3.(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、調整後EBITDAが2025年12月期において7.5億円、2026年12月期において10億円をいずれも超過した場合にのみ、これ以降本新株予約権を行使することができます。上記調整後EBITDAは、当社が提出した有価証券報告書における当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された営業利益に当社のキャッシュ・フロー計算書（連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合には連結キャッシュ・フロー計算書）上の減価償却費（のれん償却費を含む）及び株式報酬費用を加算した額とします。なお、上記における調整後EBITDAの判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）及びキャッシュ・フロー計算書（連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合には連結キャッシュ・フロー計算書）に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとします。また、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとします。
- (2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の役員または従業員であることを要します。ただし、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではありません。
- (3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めないものとします。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできないものとします。
- (5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできないものとします。
- (6) その他本新株予約権の行使の条件については、別途当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に従うものとします。

5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができます。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記4に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができます。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1に準じて決定します。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とします。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から本新株予約権の行使期間の末日までとします。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記3に準じて決定します。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記4に準じて決定します。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記5に準じて決定します。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定します。

7. 本新株予約権1個あたりの発行価額は、1,100円とします。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社ブルー・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定したものであります。

ロ. 第11回新株予約権

決議年月日	2024年4月18日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 39
新株予約権の数（個）	520（注）1.
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 52,000（注）1.
新株予約権の行使時の払込金額（円）	826（注）2.
新株予約権の行使期間	自 2026年4月19日 至 2034年4月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 826（注）2.3. 資本組入額 413
新株予約権の行使の条件	（注）4.
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）6.

新株予約権証券の発行時（2024年5月10日）における内容を記載しております。

（注）1. 本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とします。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとします。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとします。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額（以下、「行使価格」という。）に、付与株式数を乗じた金額とします。

行使価額は、本新株予約権の割当日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値）とします。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分または合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行き行使価額の調整を行うことができるものとします。

3. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とします。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。

(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記3.(1)記載の資本金等増加限度額から、上記3.(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

4. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、調整後EBITDAが2025年12月期において7.5億円、2026年12月期において10億円をいずれも超過した場合にのみ、これ以降本新株予約権を行使することができます。上記調整後EBITDAは、当社が提出した有価証券報告書における当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された営業利益に当社のキャッシュ・フロー計算書（連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合には連結キャッシュ・フロー計算書）上の減価償却費（のれん償却費を含む）及び株式報酬費用を加算した額とします。なお、上記における調整後EBITDAの判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）及びキャッシュ・フロー計算書（連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合には連結キャッシュ・フロー計算書）に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとします。また、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとします。

(2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の役員または従業員であることを要します。ただし、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではありません。

(3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めないものとします。

- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできないものとします。
 - (5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできないものとします。
 - (6) その他本新株予約権の行使の条件については、別途当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に従うものとします。
5. 新株予約権の取得に関する事項
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができます。
 - (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記4に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができます。
6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1に準じて決定します。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とします。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から本新株予約権の行使期間の末日までとします。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記3に準じて決定します。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
上記4に準じて決定します。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記5に準じて決定します。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定します。
7. 本新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しないものとします。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高(千円)
2024年3月28日 (注)	-	12,956,600	2,556,370	50,000	1,298,215	1,308,155

(注) 2024年3月28日開催の第11回定時株主総会決議により、同日付で資本金2,556,370千円及び資本準備金1,298,215千円を減少させ、同額をその他資本剰余金に振り替えるとともに、その他資本剰余金3,854,585千円を繰越利益剰余金に振り替え、欠損填補を実施しております。

(5) 【大株主の状況】

2024年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
庵原 保文	東京都港区	2,067	15.95
佐野 将史	東京都港区	2,067	15.95
BBH(LUX) FOR FIL FOR EIGHT ROADS INVESTMENTS(常任代理人 株 式会社三菱UFJ銀行)	PEMBROKE HALL, 42 CROW LANE PEMBROKE BERMUDA HM 19(東京都千代田区丸の内 2丁目7-1)	840	6.48
株式会社日本カストディ銀行(信託 口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	833	6.44
黒田 真澄	茨城県水戸市	650	5.02
楽天証券株式会社	東京都港区南青山2丁目6-21	340	2.62
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG(FE-AC)(常任代理人 株式会社 三菱UFJ銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM(東京 都千代田区丸の内2丁目7-1)	305	2.36
日本マスタートラスト信託銀行株式 会社(信託口)	東京都港区赤坂1丁目8-1 赤坂イン ターシティAIR	240	1.86
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2-10	229	1.77
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6-1	140	1.09
計	-	7,714	59.54

(注) 2024年7月5日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、アセットマネジメントOne株式会社が2024年6月28日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当中間会計期間末における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
なお、大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
アセットマネジメントOne株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号	702	5.42

(6) 【議決権の状況】
【発行済株式】

2024年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 12,945,600	129,456	1(1) 「発行済株式」の「内容」の記載を参照。
単元未満株式	普通株式 11,000	-	-
発行済株式総数	12,956,600	-	-
総株主の議決権	-	129,456	-

(注) 「単元未満株式」には自己保有株式92株が含まれております。

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

また、当社は、財務諸表等規則第3編の規定により第1種中間財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間（2024年1月1日から2024年6月30日まで）に係る中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による期中レビューを受けております。

3. 中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1【中間財務諸表】

(1)【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年12月31日)	当中間会計期間 (2024年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,507,669	1,803,562
受取手形及び売掛金	550,600	605,616
仕掛品	33,388	26,535
その他	152,464	239,766
貸倒引当金	14,293	17,386
流動資産合計	2,229,829	2,658,095
固定資産		
有形固定資産	121,899	124,973
無形固定資産	4,686	-
投資その他の資産		
関係会社株式	-	471,756
繰延税金資産	227,569	406,858
その他	230,367	231,646
投資その他の資産合計	457,936	1,110,261
固定資産合計	584,522	1,235,235
資産合計	2,814,352	3,893,330
負債の部		
流動負債		
買掛金	14,338	25,566
1年内返済予定の長期借入金	118,750	234,046
未払金	333,816	368,780
未払法人税等	50,246	2,419
その他	262,141	206,799
流動負債合計	779,292	837,612
固定負債		
長期借入金	675,000	1,248,704
固定負債合計	675,000	1,248,704
負債合計	1,454,292	2,086,316
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,606,370	50,000
資本剰余金	2,606,370	1,308,155
利益剰余金	3,854,585	445,719
自己株式	245	245
株主資本合計	1,357,909	1,803,628
新株予約権	2,150	3,385
純資産合計	1,360,059	1,807,013
負債純資産合計	2,814,352	3,893,330

(2) 【中間損益計算書】
【中間会計期間】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2023年 1月 1日 至 2023年 6月30日)	当中間会計期間 (自 2024年 1月 1日 至 2024年 6月30日)
売上高	2,345,005	2,642,367
売上原価	729,384	877,756
売上総利益	1,615,620	1,764,610
販売費及び一般管理費	1,515,910	1,494,830
営業利益	99,710	269,780
営業外収益		
受取利息	8	8
受取手数料	70	88
雑収入	92	2,404
営業外収益合計	171	2,501
営業外費用		
支払利息	3,120	2,529
株式交付費	29	-
支払補償費	4,003	-
その他	-	102
営業外費用合計	7,154	2,631
経常利益	92,727	269,650
税引前中間純利益	92,727	269,650
法人税等	40,310	176,068
中間純利益	52,416	445,719

(3)【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)	当中間会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益	92,727	269,650
減価償却費	11,672	10,128
のれん償却額	14,058	4,686
貸倒引当金の増減額(は減少)	10,306	3,093
受取利息	8	8
支払利息	3,120	2,529
株式交付費	29	-
支払補償費	4,003	-
売上債権の増減額(は増加)	11,301	55,016
棚卸資産の増減額(は増加)	5,619	6,853
未収入金の増減額(は増加)	214,198	3,167
前払費用の増減額(は増加)	5,852	90,291
仕入債務の増減額(は減少)	12,184	11,227
未払金の増減額(は減少)	164,864	33,020
未払費用の増減額(は減少)	38,025	6,261
預り金の増減額(は減少)	17,037	1,107
その他	8,832	21,270
小計	95,135	172,615
利息の受取額	8	8
利息の支払額	3,101	2,707
補償費の支払額	2,463	1,040
法人税等の支払額	7,944	24,393
信託型ストックオプション関連損失の支払額	-	56,965
営業活動によるキャッシュ・フロー	81,633	87,517
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	915	13,202
関係会社株式の取得による支出	-	469,466
敷金及び保証金の回収による収入	53,492	1,254
その他	-	739
投資活動によるキャッシュ・フロー	52,576	482,153
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	-	764,000
長期借入金の返済による支出	50,000	75,000
新株予約権の行使による株式の発行による収入	10,349	-
新株予約権の発行による収入	759	1,529
財務活動によるキャッシュ・フロー	38,891	690,529
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	95,318	295,892
現金及び現金同等物の期首残高	1,650,737	1,507,669
現金及び現金同等物の中間期末残高	1,746,055	1,803,562

【注記事項】

(中間損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)	当中間会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)
広告宣伝費	462,391千円	481,983千円
給料及び手当	351,378千円	369,985千円
貸倒引当金繰入額	3,826千円	3,093千円

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)	当中間会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)
現金及び預金勘定	1,746,055千円	1,803,562千円
現金及び現金同等物	1,746,055千円	1,803,562千円

(株主資本等関係)

前中間会計期間(自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)

株主資本の金額の著しい変動
該当事項はありません。

当中間会計期間(自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)

株主資本の金額の著しい変動

当社は、2024年3月28日開催の第11回定時株主総会の決議に基づき、当中間会計期間において資本金2,556,370千円及び資本準備金1,298,215千円を減少し、その全額を其他資本剰余金に振り替えるとともに、其他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えることにより、欠損の填補に充当しております。この結果、当中間会計期間末において、資本金50,000千円、資本剰余金1,308,155千円及び利益剰余金445,719千円となっております。

(持分法損益等)

	前事業年度 (2023年12月31日)	当中間会計期間 (2024年6月30日)
関連会社に対する投資の金額	- 千円	471,756千円
持分法を適用した場合の投資の金額	- 千円	471,756千円

	前中間会計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)	当中間会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)
持分法を適用した場合の投資利益の金額	- 千円	- 千円

- (注) 1. 前事業年度及び前中間会計期間については、関連会社が存在しないため該当事項はありません。
2. 当中間会計期間に、フラール株式会社の株式の一部取得したことにより、同社を関連会社としておりますが、持分法を適用した場合の投資利益の金額については、みなし取得日が2024年6月30日のため該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、アプリ運営プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2023年 1月 1日 至 2023年 6月30日)	当中間会計期間 (自 2024年 1月 1日 至 2024年 6月30日)
月額利用料	1,915,602	2,180,641
その他	429,402	461,725
外部顧客への売上高	2,345,005	2,642,367

(注) その他の主なものは初期制作等で発生する各種導入支援であります。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2023年 1月 1日 至 2023年 6月30日)	当中間会計期間 (自 2024年 1月 1日 至 2024年 6月30日)
(1) 1株当たり中間純利益	4円14銭	34円40銭
(算定上の基礎)		
中間純利益(千円)	52,416	445,719
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る中間純利益(千円)	52,416	445,719
普通株式の期中平均株式数(株)	12,656,658	12,956,508
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益	4円01銭	33円95銭
(算定上の基礎)		
中間純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加額(株)	402,136	172,933
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	2023年4月26日開催の取締役会決議による第8回新株予約権 新株予約権の数 1,265個 (普通株式 126,500株) 2023年4月26日開催の取締役会決議による第9回新株予約権 新株予約権の数 627個 (普通株式 62,700株)	2024年4月18日開催の取締役会決議による第10回新株予約権 新株予約権の数 1,390個 (普通株式 139,000株) 2024年4月18日開催の取締役会決議による第11回新株予約権 新株予約権の数 520個 (普通株式 52,000株)

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2024年8月13日

株式会社ヤプリ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中山 博樹

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伏木 貞彦

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ヤプリの2024年1月1日から2024年12月31日までの第12期事業年度の中間会計期間（2024年1月1日から2024年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヤプリの2024年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1．上記の期中レビュー報告書の原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2．XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。